

## 分野別計画

### 第 5 章

人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

- 環境 -

## 第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

### 第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進

章	節	施策	施策の名称
5	- 1	- 1	計画的な環境事業の推進

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
市民の環境に対する満足度(%)	27.1	H27年度	40以上

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには、環境に関するさまざまな課題に対して、的確に対応していくことが必要となっています。

本市では、総合的かつ計画的に環境行政を推進していくために、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」に基づいて、平成19年3月に「第二次川越市環境基本計画」を策定し、施策の進ちょく状況や市民・事業者の取組状況について、年次報告書としてまとめ、公表し、市民意見の反映に努めてきました。

また、個別の条例については、「川越市路上喫煙の防止に関する条例」、「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、個別の計画については、「川越市環境行動計画『かわごえアジェンダ21』」(\*1)、「川越市緑の基本計画(平成20年3月改定)」、「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、各種事業・施策を展開してきました。

これら事業・施策の推進については、ISO14001(\*2)の認証を取得した川越市環境マネジメントシステムにより進行管理を行ってきました。

このように、新たな環境問題の発生や社会状況の変化に対応し、計画の策定や条例の制定を行い、進行管理しており、関連する事業も概ね順調に進んでいるものの、施策の指標である「市民の環境に対する満足度」の目標値を達成できるほどの成果には結び付いていない状況です。

今後、成果を上げていくためには、市民等の意見を反映した効果的な進行管理を行い、各計画の見直しや、市民参加などにより市域全体で計画を一層推進していくための手法・事業の創設を検討するとともに、新たな課題に対応するための計画の策定や条例等の制定に努めていく必要があります。

### 1 環境基本計画の推進

「第二次川越市環境基本計画」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本市を取り巻く環境の変化や計画の進ちょく状況に応じて、必要な場合は適宜見直しを図ります。

### 2 地球温暖化対策実行計画の推進

市域から排出される温室効果ガス(\*3)を削減するため、「川越市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、本市の自然的・社会的条件に応じた施策を推進します。

「川越市環境にやさしい率先実行計画」に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスを率先して削減します。

### 3 一般廃棄物処理基本計画の推進

「川越市一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。また、計画の進行管理を行い、必要な場合は適宜見直しを図ります。

### 4 緑の基本計画の推進

本市の緑をよりよいものにするため「川越市緑の基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。

### 5 環境マネジメントシステムの推進

ISO14001の認証を取得した川越市環境マネジメントシステムにより、市が環境に与える各種要因を施策・事業も含め継続的に改善します。

### 6 新たな計画等の検討

新たな環境問題の発生や社会状況等の変化に応じて、必要な計画の策定や条例等の制定を検討します。

#### 【指標解説】

市民の環境に対する満足度：市民アンケートにおいて、川越市の環境について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

#### 【用語解説】

- \*1 川越市環境行動計画「かわごえアジェンダ21」：市民、事業者及び民間団体が自らの日常生活や事業活動において環境に配慮した行動をとるための指針として平成19年度に策定されたものです。
- \*2 ISO14001：国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントシステムの国際規格のことです。
- \*3 温室効果ガス：地球は太陽のエネルギーで温められますが、その熱を宇宙へ逃さない働きをする気体を温室効果ガスと言います。京都議定書においては、6種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>））が削減対象になっています。

## 第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

### 第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進

章	節	施策	施策の名称
5	- 1	- 2	環境活動参加のためのしくみづくり

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
かわごえ環境ネット主催の事業及び行事数(回)	50	H27年度	50以上

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

環境保全活動は、市民等の環境に対する意識の高揚を図り、より多くの担い手を育成するとともに、市民、事業者、民間団体及び市といった各主体が自主的、積極的に行動し、更にそれぞれの力を合わせて、団体活動や各主体間の連携が協働の取組に発展してこそ、大きな効果が期待できます。

本市では、環境教育・学習、普及啓発活動の一環として、環境関連の出前講座、こどもエコクラブ(\*1)の事業、市民環境調査(\*2)などを実施するとともに、広報、ホームページなどにより環境に関する情報の提供を行ってきました。

一方、環境分野における市民等の活動の動向としては、かわごえ環境ネット(\*3)が、平成12年の設立以来多岐にわたる環境保全活動を行っているほか、「川越市環境行動計画『かわごえアジェンダ21』」を協働で策定するなどパートナーとしても実績を残してきました。また、その他の多くの団体についても、清掃活動、河川等の浄化活動、森林保全活動などの自主的な取組を行っており、本市は、それらの団体に対し、活動に必要な物品の支給や貸与、補助金の支給などを行うことにより支援してきました。

環境行政に対する市民等の関心が高まるにつれ、かわごえ環境ネットをはじめとして、地域における様々な課題に対して、自主的、積極的に取り組む動きが見られるようになってきました。今後もこのような動きを促進するために、個々の市民等が環境保全活動に取り組むきっかけになるような事業、市民等の自主的な取組を支援する事業、主体間の協働を促進する事業などを、より充実させていく必要があります。

## 施策の推進

### 1 パートナーシップの形成

かわごえ環境ネットが、パートナーシップ組織としての特徴を生かして実施する協働事業や市外のネットワーク組織と連携した広域における環境保全活動を推進できるよう支援します。

市民団体等との協働により、地域の特性に応じた環境保全活動を推進します。

### 2 環境学習の推進

だれにでも分かりやすい環境に関する情報提供の充実を図ります。

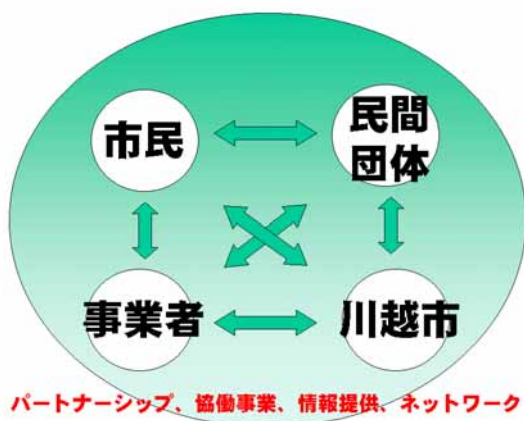
環境に対する市民意識の向上を図るため、大人から子どもまで参加できる環境学習事業の充実を図ります。

### 3 市民・事業者の取組の支援

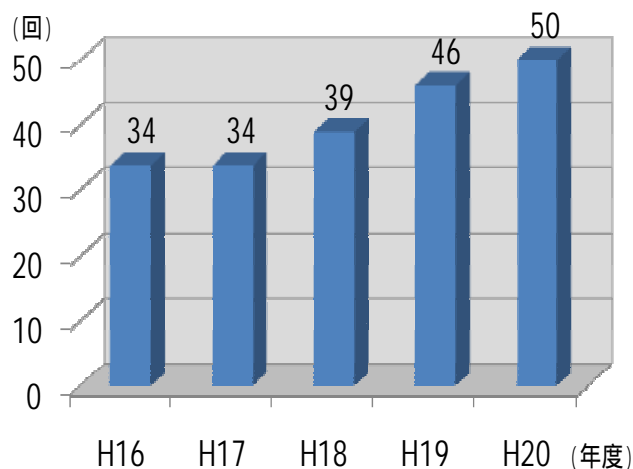
エコチャレンジファミリー認定事業やエコストア・エコオフィス認定制度など、市民や事業者の自主的な取組を促進する制度を推進するとともに、新たな制度の創設を検討します。

市民や事業者の自主的な取組を支援するため、各種補助事業等を推進します。

かわごえ環境ネットのイメージ図



かわごえ環境ネット主催の事業及び行事の実績



#### 【用語解説】

- \*1 こどもエコクラブ：子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭・学校・地域において身近にできる環境活動について取り組むクラブです。環境省が支援しています。
- \*2 市民環境調査：身近なテーマ（酸性雨、セミのぬげがら、湧水等）について調査を行うことにより、市民の環境問題に関する意識の高揚及び本市の環境の現状把握を図ることを目的とし、実施しています。
- \*3 かわごえ環境ネット：本市の望ましい環境像を実現するために設立された、市民、事業者、民間団体及び市の4者によるパートナーシップ組織です。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち  
 第2節 循環型社会の構築

章	節	施策	施策の名称
5	- 2	- 1	地球温暖化対策の推進

施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
市域における温室効果ガス排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	1,649.4 (H18年度)	H27年度	1,327 (H24年度)
家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /年・世帯)	2,347	H27年度	2,220
市内太陽光発電システムの累積発電出力(kW)	5,257	H27年度	9,050

(年度又は年度末の値)

現状と課題

地球温暖化は、わたしたち人間の活動による二酸化炭素などの温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高く、海面の上昇や水不足、作物不足等、深刻な影響を様々な分野や地域で世代を超えて及ぼすことが指摘され、「世界の温室効果ガスを2050年までに半減する」という一応の国際合意がなされています。

温室効果ガスの排出は、快適さや便利さを追い求め、多量にエネルギーを消費するわたしたちの暮らしと密接に関係しているため、地域の自然的・社会的特性に応じた地域からの実効性のある取組が求められています。

本市では、1%節電運動、太陽光発電システムの設置費補助事業、エコチャレンジファミリー認定事業など、早くから様々な取組を進めてきました。

平成19年12月には、「川越市地球温暖化対策条例」を制定しました。更に、同条例に基づき、平成21年3月に「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、太陽エネルギー等活用推進プロジェクトなど7つの重点プロジェクトを中心として、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。

しかしながら、市域における温室効果ガスの排出量は、京都議定書(\*1)の基準年である1990年に比べて大幅に増加しており、これまで以上に省エネルギーの推進や新エネルギーの導入を促進することはもちろん、低炭素型のまちづくりを進め、「豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまち」を実現することが必要となっています。

## 施策の推進

### 1 省エネルギーの推進

公共施設における省エネ活動を推進するとともに、市民への意識啓発を図ります。事業者に対し、環境に配慮しつつ企業の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。

省エネ型機器・住宅を普及させるための啓発事業や公共施設における ESCO 事業(\*2)等により、省エネルギーを推進します。

### 2 新エネルギーの導入促進

身近な自然エネルギーであり、省エネ意識の向上にもつながる太陽光発電システムを市域全体で推進します。

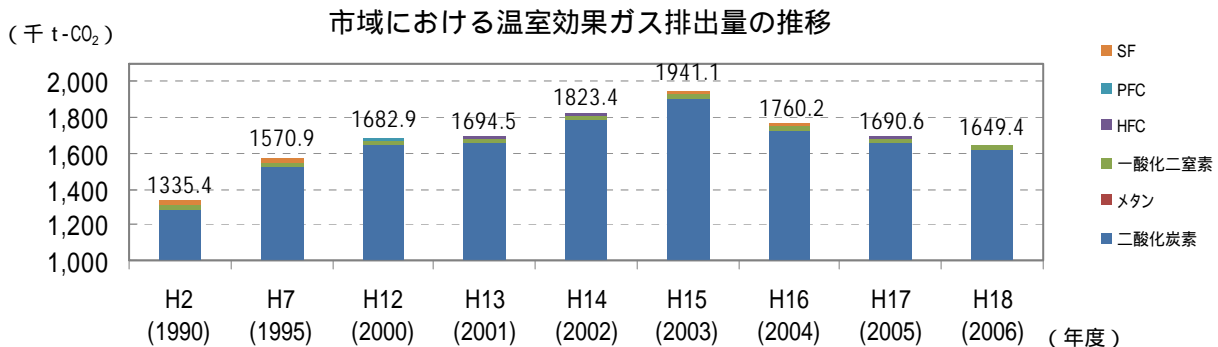
太陽光発電システム以外の新エネルギーについても、本市の特性に応じて普及を促進します。

### 3 その他地球温暖化対策の推進

ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。渋滞緩和対策や低燃費車の導入等により、自動車からの二酸化炭素の排出を削減します。

二酸化炭素の吸収をはじめ、多様な緑の機能を活かすため、緑の保全や創出に努めます。

国、埼玉県、他市区町村等と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。



#### 【指標説明】

家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量：家庭での電気及びガスの使用が原因で排出される1世帯当たりの二酸化炭素の推計値です。

#### 【用語解説】

- \*1 京都議定書：気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書。温室効果ガス削減のため関係国の代表が署名した文書。1997年に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)」で採択されました。日本の数値目標を基準年(1990年)と比べて6%削減としています。
- \*2 ESCO事業：工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、更にはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち  
 第2節 循環型社会の構築

章	節	施策	施策の名称
5	- 2	- 2	ごみの減量化、資源化

施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
リサイクル率(%)	25.4	H27年度	30以上

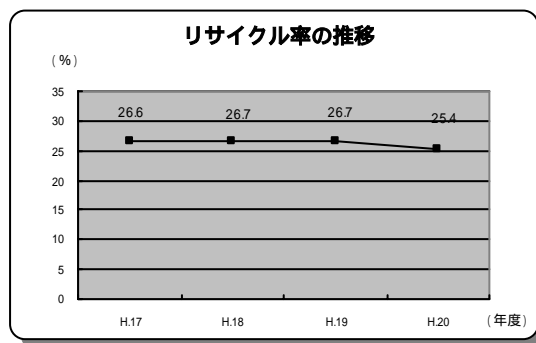
(年度又は年度末の値)

現状と課題

資源循環型社会の構築を図るには、ごみの減量化、資源化の推進が必要となっています。本市では、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装などを分別品目に加えて、現在、家庭ごみは9品目として収集しています。更に、焼却灰などの資源化を実施し、リサイクル率の向上を図っています。また、従来から実施していた集団回収事業、家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業の推進、出前講座などの実施によりごみの減量化、資源化にも取り組みました。

しかしながら、リサイクルを推進するほど、それにかかる経費の増大が懸念されます。また、焼却処理や埋め立て処理は、環境に多大なる影響を及ぼします。そこで、これまで以上にごみを極力出さないライフスタイルへの転換を促進していくことが重要となっています。

今後、更に、繰り返し使える素材、耐久性に優れたものを製造することや簡易包装による販売を行うよう事業者にも協力を求め、拡大生産者責任(\*1)が反映された社会構造となるよう国に働きかけることも必要となっています。





## 施策の推進

### 1 減量化の推進

集団回収の促進等により、家庭から排出される可燃ごみの減量化を推進します。  
家庭ごみの有料化について検討します。

多量排出事業者(\*2)にごみの減量化を促すとともに、小規模の事業所等から排出されるごみについても減量化を促進します。

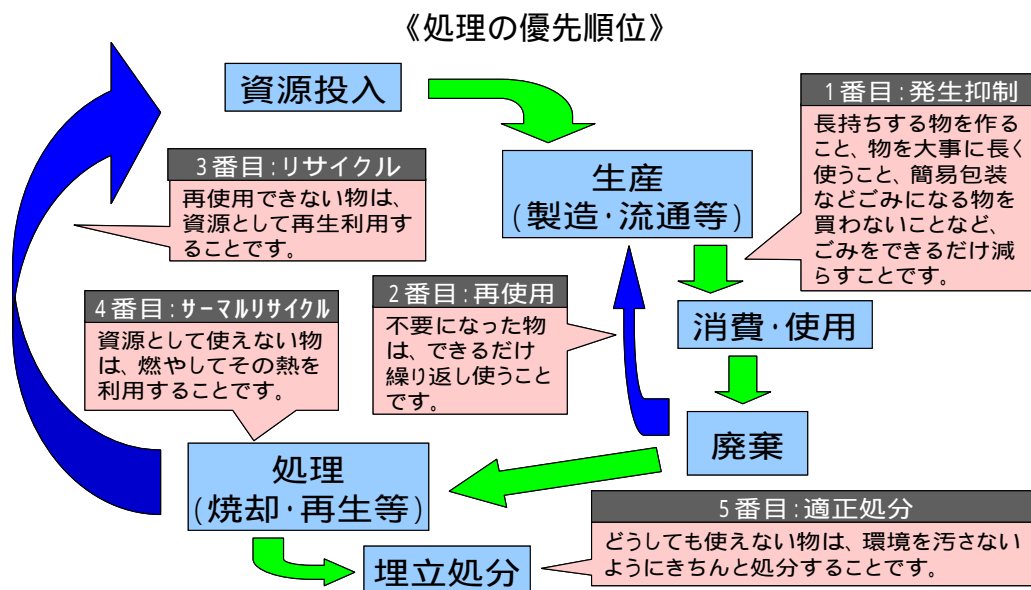
### 2 資源化の推進

びんやかんなどの資源ごみの分別排出の徹底を図ります。  
草木類等の資源化を推進します。

### 3 市民・事業者への啓発

出前講座やイベントなどの情報発信を行い、市民への啓発事業を推進します。

エコストア・エコオフィス認定制度の推進により、事業者のごみの減量・資源化の取組を促進します。



#### 【指標解説】

$$\begin{aligned} \text{リサイクル率}(\%) &= \text{総資源化量} \div \text{総排出量} \times 100 \\ &= (\text{施設内資源回収量} + \text{直接資源化量} + \text{焼却灰等再資源化量} + \text{集団回収量}) \\ &\quad \div (\text{施設搬入ごみ量} + \text{直接資源化量} + \text{集団回収量}) \times 100 \end{aligned}$$

#### 【用語解説】

- \*1 拡大生産者責任：物をつくって売る企業や人には、その製品がごみになった後まで、一定の責任があるという考え方です。
- \*2 多量排出事業者：市条例に定義されている「月5トン以上の一般廃棄物を市の施設に搬入している事業者」を言います。

## 第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

### 第2節 循環型社会の構築

章	節	施策	施策の名称
5	2	3	廃棄物の適正処理

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
最終処分量(トン)	7,447	H27年度	1,000以下

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

東清掃センターについては、ダイオキシン類対策工事を実施するなど、適正な維持管理に取り組んできました。また、平成22年度からは循環型社会形成に資する中間処理施設である資源化センターが稼動しており、適正な維持管理に努めています。

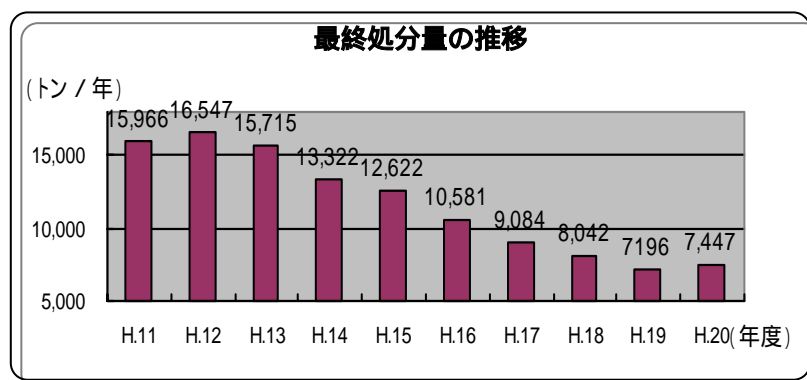
今後は、廃棄物の適正な処理を推進していくうえで、資源化センター、東清掃センターの安全で効率的な維持管理を引き続き行っていくとともに、老朽化が進む東清掃センターの延命化について検討する必要があります。

最終処分場である小畔の里クリーンセンターについては、資源物の分別収集を推進することによる焼却処理量の削減、東清掃センターから排出される焼却灰等のセメント原料化への有効利用、資源化センターの稼動により最終処分量の削減を図っています。なお、最終処分場の残容率は平成20年度末現在で約18%（埋立可能量約25,000t）となっております。

今後は、小畔の里クリーンセンターの設備更新について検討する必要があります。

し尿処理施設については、施設の老朽化及びし尿処理世帯の減少に伴う適正規模を考慮した更新が必要となります。

産業廃棄物については、適正処理に向けた監視・指導を図っていますが、今後はさらに強化します。また、後を絶たない不法投棄やポイ捨て対策としては、監視カメラの設置や自主的清掃活動の支援を実施していますが、解決には至っていません。したがって、更なる監視体制の充実や市民への啓発を図っていく必要があります。



## 施策の推進

### 1 一般廃棄物（ごみ）の適正処理

ごみの収集については、より効率的な運営を検討します。

中間処理施設の安全で効率的な維持管理を行います。また、老朽化が進む東清掃センターの延命化対策と、廃止した西清掃センターの解体及び解体後の跡地利用について検討します。

最終処分場の適正な維持管理を行います。更に、今後老朽化が進む、排水処理設備の更新について検討します。

ごみ収集運搬等にかかる許可業者の指導を徹底し、適正処理を図ります。

### 2 一般廃棄物（し尿）の適正処理

既存施設の適正管理を実施します。また、老朽化する既存施設に対して、し尿処理世帯の減少に伴う適正規模の施設更新を推進します。

### 3 産業廃棄物の適正処理

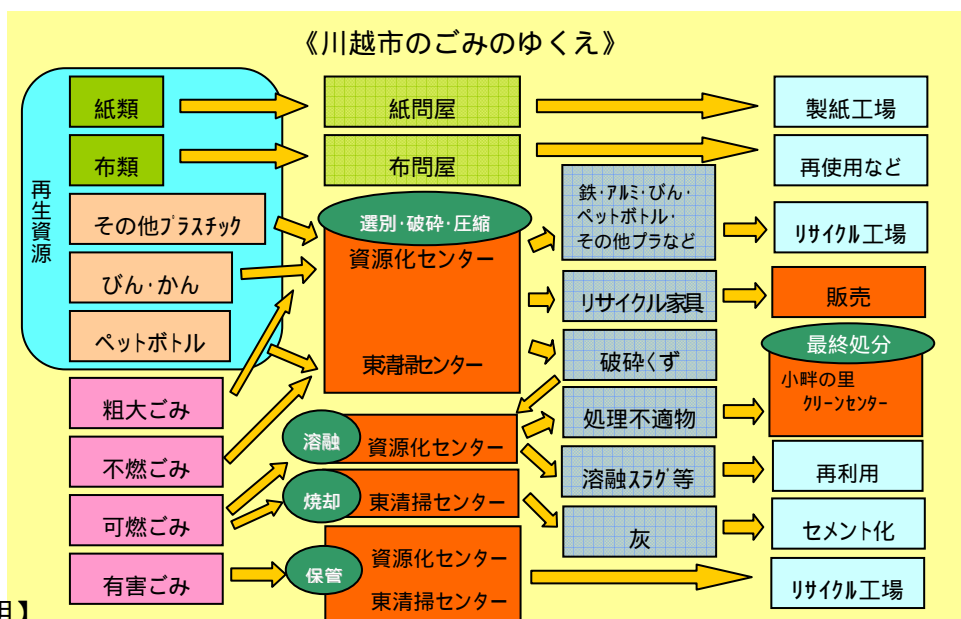
排出事業者や処理業者への立入検査を実施するなど、監視・指導の強化を図ります。

排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発に努めます。PCB廃棄物(\*1)、使用済み自動車、建設残土等の適正処理及びリサイクルの推進に向けた指導に努めます。

### 4 不法投棄対策の徹底

不法投棄防止対策については、地域住民と一体となった監視体制を確立するとともに、監視カメラ等を積極的に活用します。

ポイ捨てや不法投棄の禁止について啓発を行うとともに、自主的な地域清掃活動への支援を実施します。



#### 【指標説明】

最終処分量：中間処理施設で焼却・破砕等の処理をしたあと、最終処分場に埋め立てる廃棄物の量

#### 【用語解説】

\*1 PCB廃棄物：PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含んだ廃棄物。PCBはトランス、コンデンサ等に使用されていましたが、環境汚染が大きな社会問題となり、1972年7月以降製造が行われていません。1991年10月に「特別管理産業廃棄物」に指定されました。

## 第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

### 第3節 環境保全対策の推進

章	節	施策	施策の名称
5	- 3	- 1	自然環境の保全

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
緑地面積(ha)	2,845	H27年度	2,930
雑木林等の公有地化面積(m <sup>2</sup> )	91,511	H27年度	126,500

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

私たちの生活に密接にかかわりを持つ農地、樹林地、水辺等の緑が、近年、後継者不足による農業の衰退、相続対策による売却、宅地開発、改修工事などにより減少してきています。これら緑の減少は、地球温暖化、ヒートアイランド現象といった気象面の問題を引き起こす要因の一つとなるだけでなく、そこに生息する様々な生き物の生息空間が奪われることとなるなど、自然環境が損なわれつつあります。一方で、経済的豊かさ、快適さを追求する生活を見直し、自然と共生するライフスタイルにも関心が高まってきています。

本市では、平成10年3月から「川越市緑の基本計画」(平成20年3月改定)に基づき、緑に関する諸施策を推進しています。樹林地の保全については、民有林の伐採に歯止めをかけるため、市民の森指定事業、保存樹木等指定事業等を実施しています。また、くぬぎ山地区では、埼玉県や近隣市町と協力して、くぬぎ山自然再生事業(\*1)に取り組んでいます。更に、(仮称)川越市森林公園整備事業により雑木林等の公園化を進めております。緑化の推進については、市民との協働による市民花壇の運営、緑の募金を活用した緑化事業、緑化に関する各種補助金の交付等を実施し、緑の創出を図っています。水辺環境の保全については、伊佐沼公園の整備を推進しています。また、農地については、効率的な土地利用を促進することで、保全を図っています。

緑の保全は、樹林地等の所有者のみならず、その恩恵を受ける市民が、市民全体の課題として共通認識を持つことが重要です。そこで、農地、樹林地、水辺、更にそこに生きる野生生物をも含めた自然環境の保全の施策を継続して推進していくとともに、市民参加による事業を推進していくことが必要です。

## 施策の推進

### 1 緑樹林地の保全と活用

樹木や樹林地を「保存樹木・保存樹林」や「市民の森」として指定をするとともに、法律による区域指定を行う等により、樹林地の保全の強化を図ります。

市民の緑に対する理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するため、樹林地を活用した施策を進めます。

武蔵野の面影を残す雑木林等を、公園化により保全します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)

### 2 緑の創出

良好な都市環境を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。

潤いのある身近な緑を増やすため、事業所や一般家庭の緑化を推進します。

市民花壇の設置などにより、市民・市民団体と協力して緑化を推進します。

### 3 水辺環境・農地の保全

入間川を代表とする河川や伊佐沼等は、良好な水辺環境を形成していることから、計画的な保全整備を実施します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)

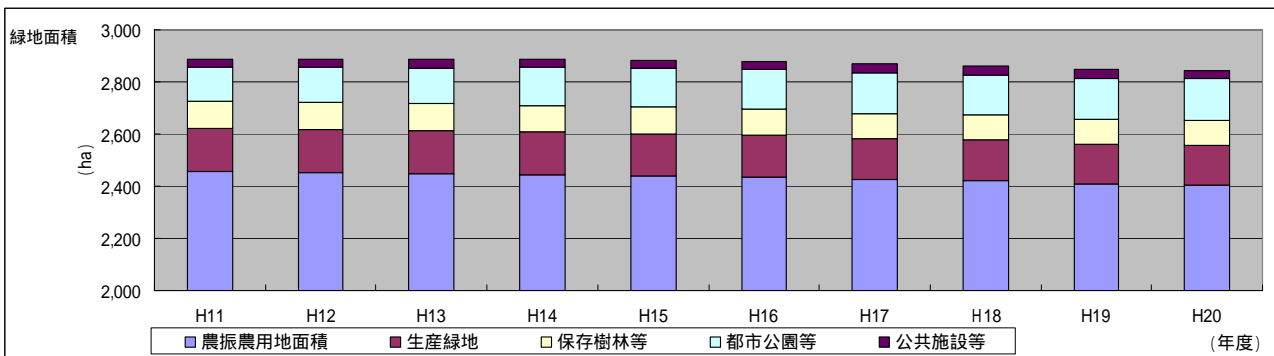
水辺を活用した啓発事業を実施し、市民の水辺環境への理解を深めます。

農地は、生態系維持機能や景観形成機能等の多面的機能を有していることから、農業の振興を図り、農地を保全します。(第4章第1節施策3「農業の振興」参照)

### 4 身近な野生生物の保全

身近な野生生物の保全を図るために、動植物等の調査を行うとともに、鳥獣の保護及び特定外来生物(\*2)の防除を推進します。

身近な野生生物に対する理解を深めるために、講座を開催するなど、啓発活動を推進します。



#### 【指標解説】

緑地面積：法・条例の指定を受けたものの内、農業振興地域農用地、生産緑地、保存樹林及び都市公園等に、公共施設内緑地を加えた値で、追跡調査が可能な緑地面積の合計です。

#### 【用語解説】

- \*1 くぬぎ山自然再生事業：くぬぎ山地区は、川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがった約152haの都市近郊に残された貴重な樹林地で、この事業は、くぬぎ山地区を「武蔵野の雑木林」として将来の世代へ継承するために、保全・再生・活用することを目的とする事業です。
- \*2 特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち  
 第3節 環境保全対策の推進

章	節	施策	施策の名称
5	- 3	- 2	生活環境の保全

施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
公共用水域環境基準達成状況(%)	89	H27年度	100
大気環境基準達成状況(%)	75	H27年度	100

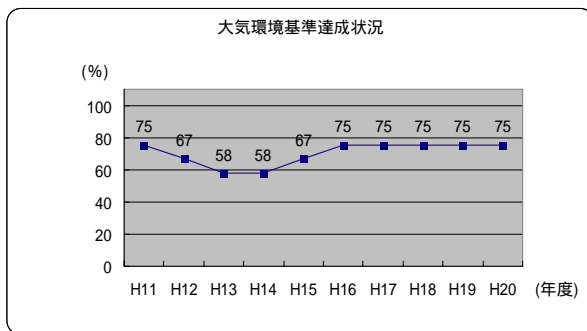
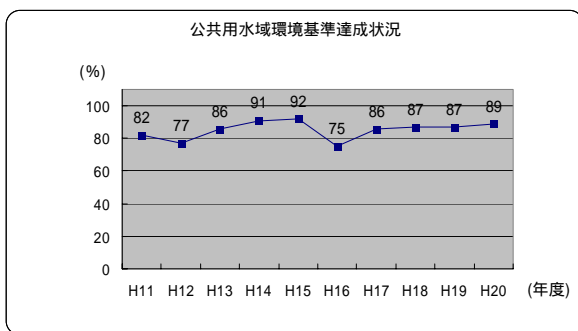
(年度又は年度末の値)

現状と課題

産業型公害は、「公害対策基本法」等に基づく公害規制行政が積極的に行われ、順次改善されてきており、ほとんどの環境基準設定項目で基準値を満たす状況になりました。しかし、個々の生活が豊かになり、ライフスタイル等が変化するに伴い、自動車公害や近隣騒音問題等の「都市・生活型環境問題」、酸性雨や地球温暖化等の「地球環境問題」が注目されるようになりまし。また、ダイオキシン類、アスベスト(\*1)等の新たな化学物質による環境汚染が問題となっています。

本市では、川越市内の河川・大気等の汚染状況の監視を行い、現状の把握に努めるとともに、発生源となる事業所への立入や改善指導を行ってきました。また、近年では化学物質対策については、規制という手法によらず、企業の自主的な改善を促す方法により、指導を行い、改善されてきています。

このように、汚染状況が改善されてきたとはいえ、光化学オキシダント等、一部の項目では環境基準の達成が非常に困難な状況になっています。また、土壌汚染対策、新たな化学物質等の規制の改正に的確に対応していくことが必要となっています。今後も、新たな対策を含め、引き続き監視・指導を行っていく必要があります。



## 施策の推進

### 1 水・土壌環境の保全

河川等の汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行い、生活排水対策を実施します。

土壌汚染による健康被害が発生しないよう、的確な対策を図ります。

雨水の有効利用及び地下浸透対策を推進します。(第3章第3節施策1「治水事業の推進」参照)

### 2 大気環境の保全

大気汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行います。

アイドリング・ストップの実施を促すとともに、大気汚染のさらなる改善のため啓発を行います。

### 3 騒音・振動・悪臭対策

騒音・振動・悪臭に関する対策を行い身近な生活環境の保全を図るとともに、市内主要道路の自動車騒音の監視を行います。

### 4 化学物質対策

大気等のダイオキシン類の汚染状況を引き続き監視し、ダイオキシン類発生施設への指導を継続的に行います。

特定化学物質(\*2)の排出状況の把握を行い、これからの化学物質対策に的確に対応します。

### 5 監視体制の充実

新たな環境汚染物質も含め市内の汚染状況を監視します。

#### 【指標解説】

公共用水域環境基準達成状況：4河川9地点で測定している5項目(pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数)中の環境基準に適合している項目の割合です。

大気環境基準達成状況：大気汚染常時監視測定局(一般環境)で測定している項目のうち、環境基準に適合している項目の割合です。

#### 【用語解説】

- \*1 アスベスト：石綿は自然の中に存在する非常に細い(太さは髪の毛の5,000分の1)繊維状の鉱物です。主に、青石綿・茶石綿・白石綿などの6種類があります。高温に耐える、化学薬品に強い、断熱性や防音性に優れているなどの特性があり、工業材料として広く利用されてきました。
- \*2 特定化学物質：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」に基づく第一種指定化学物質462物質、第二種指定化学物質100物質、埼玉県が独自に指定した物質39物質の合計601物質のことです。

